

選挙人名簿の縦覧・閲覧制度の見直しについて

【検討の方向性】

- 縦覧用書面の縦覧については、その利用状況が少ないことや、選挙人名簿の抄本の閲覧制度の存在、個人情報保護の要請の高まりなどを踏まえ、廃止する方向で検討する。

【論点】

- 縦覧制度を廃止した場合、
 - ・ 選挙人名簿の登録に係る異議の申出制度の存廃
 - ・ 異議の申出を存置する場合の、異議の申出の対象、異議の申出期間について、調査の請求との関係を踏まえ、どう考えるか。

併せて、異議の申出制度のあり方によって、選挙人名簿の抄本の閲覧制度についても、閲覧できる期間、閲覧できる者等について見直す必要があるか。

＜公職選挙法、行政不服審査法、行政機関個人情報保護法の制度の比較＞

| | 公職選挙法における 選挙人名簿の登録 に関する異議の申出 | 公職選挙法における 選挙人名簿の修正に関する 調査の請求 | 行政不服審査法上の 不服申立て | 行政機関個人情報保護法 における保有個人情報の 訂正の請求 |
|----|---|-------------------------------------|---|--|
| 対象 | 選挙人名簿の登録（新規登録に限る） （24条1項） | 選挙人名簿の脱漏、誤載又は誤記 （29条2項） | 行政庁の処分（他の法律に特別の定めがある場合及びこの法律に基づく処分を除く） （1条2項、4条1項） 【平成26年改正法の施行（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）後】 行政庁の処分（他の法律に特別の定めがある場合を除く） （新1条2項、新2条） | 開示決定に基づき開示を受けた自己を本人とする保有個人情報等 （27条1項） |
| 要件 | 選挙人名簿の登録に関し不服があるとき （24条1項） | 選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるとき （29条2項） | 行政庁の処分（他の法律に特別の定めがある場合及びこの法律に基づく処分を除く）に不服がある者 （1条2項、4条1項） 【平成26年改正法の施行後】 行政庁の処分（他の法律に特別の定めがある場合を除く）に不服がある者（新1条2項、新2条） | 内容が事実でないと思料するとき （27条1項） |
| 期間 | 縦覧期間内（24条1項） 【定時登録時】 原則として登録日の翌日から5日間 （登録月の3日から7日まで） 【選挙時登録時】 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定める期間 （衆議院比例代表選出議員選挙の場合は公示日のみ） | 期間の制限なし | 処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内 （14条1項、45条） 【平成26年改正法の施行後】 処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内 （新18条1項） | 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内 （27条3項） |